

＜会員向け健康診断のお知らせ＞

古河法人会では、会員の皆様への福利厚生の一環として毎年健康診断（半日人間ドック形式）を実施しております。

今年は、3月2日（月）古河商工会議所2階にて実施いたします。格安かつ短時間で効率よく受診できます。

今年も今回の「法人たより」に申込書を同封いたしました。皆様の申込みをお待ちいたしております。

＜年会費改定のお知らせ＞

このたび当会では、昨今の物価上昇や運営経費の増加に伴い、現行の年会費を維持することが困難な状況となっております。つきましては、誠に心苦しいお願いではございますが、下記の通り年会費を改定させていただくこととなりました。

記

改定後年会費：10,000円（現行 6,000円）※賛助会員：5,000円（現行3,000円）

改定時期：令和8年度会費より適用

今回の改定は、今後も安定した活動・運営の維持のためのやむを得ない措置であります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

＜インターネットセミナーのご案内＞

古河法人会では、会員の皆様向けに、インターネットセミナーを開設しております。ご利用方法は、古河法人会ホームページのホーム画面からインターネットセミナーをクリック、会員ID「hj0615」とパスワード「6123」を入力すれば毎月400以上のセミナーを視聴できます。忙しくてセミナーを受講できない方、社内研修や勉強会等にぜひご利用ください。

消費税の期限内納付を忘れずに。

消費税には
申告・納付期限
があります。

申告・納付には
e-Taxが利用
できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

確定申告書等作成
コーナーで手軽に
申告書が作成
できます。

- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要^(※1)です。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ◆ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

期限内納付のための納税資金の積立をお願いします！

納税資金の積立には、ダイレクト納付による予納（予納ダイレクト）が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を出す旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

